

令和2年第3回東大和市議会定例会会議録第14号

令和2年9月18日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（12名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	社会教育部長	小俣学君

議事日程

第1第1号選挙 東大和市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

〔総務委員会審査報告 日程第2〕

第 2 2第11号陳情 コロナ感染拡大防止対策により、中止となったイベント等の予算をコロナ対策に回すようお願いする陳情

〔厚生文教委員会審査報告 日程第3～日程第5〕

第 3 2第10号陳情 「東大和市子ども・子育て憲章」の制定を撤回し改めて子どもの自由と権利を主体とした内容に検討し直すよう求める陳情

第 4 2第 9号陳情 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情

第 5 2第12号陳情 市民の安心・安全のためコロナ感染症患者の発生状況の公表について改善を求める陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第6～日程第9〕

第 6 第59号議案 市道路線の認定について

第 7 第60号議案 市道路線の変更について

第 8 第62号議案 市道路線の一部廃止について

第 9 第61号議案 市道路線の変更について

〔議会運営委員会審査報告 日程第10〕

第10 2第 8号陳情 「東大和市議会だより」掲載基準についての見直しを求める陳情

〔決算特別委員会審査報告 日程第11～日程第16〕

第11 第40号議案 平成31年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

第12 第41号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第13 第42号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第14 第43号議案 平成31年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第15 第44号議案 平成31年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第16 第45号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第17 議第10号議案 女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

第18 議第11号議案 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第18まで

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） 9月16日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る9月16日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

今定例会におきましては、本日机前にお配りしておりますとおり、議員提出議案2件が提出され、最終日に審議することを確認いたしました。そのうち、議第11号議案につきましては、全議員による提出となっております。

また、9月15日正午までに提出された請願・陳情はございませんでした。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第1号選挙 東大和市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（中間建二君） 日程第1 第1号選挙 東大和市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって選挙の方法は指名推選によることと決めます。お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって議長において指名することに決めます。

それでは、東大和市選挙管理委員会委員に小嶋啓隆氏、北田和雄氏、西永宣昭氏、大村英雄氏を指名いたします。

続いて、補充員に、補充順位1番、内堀博巳氏、2番、木下恒雄氏、3番、福田えみ子氏、4番、内野定夫氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました8名を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第2 2第11号陳情 コロナ感染拡大防止対策により、中止となったイベント等の予算をコロ

ナ対策に回すようお願いする陳情

○議長（中間建二君） 日程第2 2第11号陳情 コロナ感染拡大防止対策により、中止となったイベント等の予算をコロナ対策に回すようお願いする陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、総務委員会委員長、荒幡伸一議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 荒幡伸一君 登壇〕

○16番（荒幡伸一君） おはようございます。

ただいま議題に供されました2第11号陳情 コロナ感染拡大防止対策により、中止となったイベント等の予算をコロナ対策に回すようお願いする陳情につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

令和2年9月10日に本委員会を開催し、副市長及び関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

2第11号陳情 コロナ感染拡大防止対策により、中止となったイベント等の予算をコロナ対策に回すようお願いする陳情を議題に供し、朗読終了後、直ちに質疑に入りました。

主な質疑は次のとおりであります。

まず1番目の質疑者からは2つの質疑がありました。

1つ目として、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で様々な行事、イベント等が中止になっているが、不用額についての事務手続と活用の方針についての考え方はどの質疑に対し、市側から、主には補正予算での減額、もしくは不用額のまま決算を迎える。また、活用の方針は、見込額として確認をしているが、不用額が発生したからとすぐに使うのではなく、収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症の対応に向けた備えとして考えているほか、冷房を入れながら換気をするなどの新しい生活様式の実践により、光熱水費などについては予算の増額要因となることから、それらについて活用したい。一方で、優先度や緊急度が高く必要と思われる感染症対策等については、今後も対応を検討していきたいとの答弁がありました。

2つ目として、新型コロナウイルス感染症だけではなく、不測の事態に備えるため、財政調整基金の取崩しを行った際のリスクについてと、財政調整基金は一定程度維持しなければいけないと思うが、市の認識についてはどの質疑に対し、市側から、財政調整基金は貴重な財源として引き続き一定程度確保しておく必要がある。それは、次年度の当初予算の運営と、年度途中での緊急時の補正予算の対応の財源としても活用する必要があるからである。財政調整基金があるからすぐに当面の課題だけ対応することは財政上危険であると考えたとの答弁がありました。

2番目の質疑者からは、新型コロナウイルス感染症の影響による不用額の総額の見込みについてはどの質疑に対し、市側から、一般財源ベースで約6,600万円になるものと見込んでいるとの答弁がありました。

3番目の質疑者からは、市として感染症対策事業を実施している評価についてはという質疑に対し、市側から、国や東京都からの交付金等を活用し、GIGAスクールの関係やキャッシュレス決済を利用した消費活性化事業など、限られた財源の中で感染症対策としてできる限りのことを実施しており、必要な対応をしているという認識であるとの答弁がありました。

4番目の質疑者からは、市内の事業者で新型コロナウイルス感染症による影響で倒産した企業がどれくらいあるのかとの質疑に対し、市側から、現在のところ飲食店は1店舗、製作所は1か所というふうに把握しているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、3名の委員より自由討議が行われました。

1 番目の委員より、陳情者の考えというのもよく分かるが、尾崎市政の場合は、あれもこれもではなく、あれかこれかというような方針で行っているところを平素から伺っている。つまり総花的ではなく、選択と集中という方針の下で一貫して市政が行われてきたというようなことでもある。これは本当に政治哲学の差なのだろうと考えるとの意見でした。

2 番目の委員より、来年の税収に関わるようなこともまだまだ見えてこない中で、単年度の中で不用額を使うということは、このコロナウイルス感染症が収束していない以上、拙速かと思う。市長が賢明なる判断で、特にGIGAスクールに力を入れ、この時代に子供たちに一番に、という思いでお金を使ったということも分かっている。今後とも賢明なる財政運営をお願いしたいとの意見でした。

3 番目の委員より、今現在でも6,600万円の一般財源ベースで使うことができなかつた不用額も発生しているとのことであった。これにとどまるわけではないが、これを使ったというふうに単純に決めつけられないと思うが、ぜひ活用する方向で施策の充実を陳情の趣旨に沿って進めてもらいたいとの意見でした。

自由討議を終了し、討論を行いました。討論は1件で、賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに採決に入りました。起立により採決を行った結果、起立少数により、2第11号陳情 コロナ感染拡大防止対策により、中止となったイベント等の予算をコロナ対策に回すようお願いする陳情は不採決と決しました。

以上で、総務委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 荒幡伸一君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を行います。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5 番（森田真一君） 2第11号陳情 コロナ感染拡大防止対策により、中止となったイベント等の予算をコロナ対策に回すようお願いする陳情に賛成の立場で討論をします。

本陳情は、市のコロナ感染防止対策に係る一般会計（4号）・（5号）・（6号）の各補正予算で示された諸事業を評価しつつ、中止された8つのイベントの開催予算、都合1,726万円や、小中学校プールや市民プールの事業費を例に、未執行により多額の不用額が生じることを示しています。

委員会の質疑の中でも、市の一般財源ベースで今年度中に6,600万円ほどの不用額が生じると考えていることが明らかになりました。

また、今後に行われることが望まれる対策として、ごみ収集作業員への慰労金や診療所等への支援金などが示されていますが、これらの緊急に必要な諸施策については、国や都の交付金の範囲にとどまらず、一般財源を積極的に活用して対策を充実させることを要望して、賛成討論といたします。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

[18番 東口正美君 登壇]

○18番(東口正美君) 公明党の東口正美です。私は、2第11号陳情 コロナ感染拡大防止対策により、中止となったイベント等の予算をコロナ対策に回すようお願いする陳情に対して、公明党会派を代表し反対の立場で討論いたします。

令和2年度に予定されていた多くのイベントは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止せざるを得ない状況となりました。未知のウイルスである新型コロナウイルスへの対応は、当然のことながら異例の対応であり、予算の執行に当たっても当初予算のとおりにはいきません。多くのイベントが中止になったことでの不用額は6,600万円と見込むことができる一方、新型コロナ防止対策のための新しい生活様式を取り入れることによる経費がどのぐらいかかるかについては、年度途中でははっきりとした金額が計り切れないと考えます。

コロナ禍での最優先課題として、東大和市では、いかなる事態にあっても子供たちの学びを保障するため、GIGAスクール実現に向けた補正予算をいち早く編成してきました。その後、国からの2度にわたる地方創生臨時交付金を活用して、消費活性化事業や介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所への助成金、災害対策として避難所における新しい生活様式のための備蓄品を増強、地域経済を支える中小企業応援助成金、医師会と連携したPCRセンターの設置、さらにウィズコロナを見据えた働き方改革のための行政のデジタル化の推進など、多岐にわたる予算編成も行われています。

今後も必要な対策については、尾崎市長のリーダーシップの下、スピード感を持って実行していただきたく、強く望みます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束がいまだはっきりとしない中で、年度内に不用と見込まれる予算があったとしても、拙速に他の事業への予算とすることはできないと考えます。よって、今陳情の求めに反対いたします。

[18番 東口正美君 降壇]

○議長(中間建二君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

2第11号陳情 コロナ感染拡大防止対策により、中止となったイベント等の予算をコロナ対策に回すようお願いする陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中間建二君) 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

日程第3 2第10号陳情 「東大和市子ども・子育て憲章」の制定を撤回し改めて子どもの自由と権利を主体とした内容に検討し直すよう求める陳情

日程第4 2第9号陳情 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情

日程第5 2第12号陳情 市民の安心・安全のためコロナ感染症患者の発生状況の公表について改

善を求める陳情

○議長（中間建二君） 日程第3 2第10号陳情 「東大和市子ども・子育て憲章」の制定を撤回し改めて子どもの自由と権利を主体とした内容に検討し直すよう求める陳情、日程第4 2第9号陳情 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情、日程第5 2第12号陳情 市民の安心・安全のためコロナ感染症患者の発生状況の公表について改善を求める陳情、以上陳情3件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、厚生文教委員会委員長、実川圭子議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） ただいま議題に供されました2第10号陳情 「東大和市子ども・子育て憲章」の制定を撤回し改めて子どもの自由と権利を主体とした内容に検討し直すよう求める陳情、2第9号陳情 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情及び2第12号陳情 市民の安心・安全のためコロナ感染症患者の発生状況の公表について改善を求める陳情について、厚生文教委員会における審査経過の概要並びに結果を御報告申し上げます。

以上の審査は、令和2年9月11日に本委員会を開催し、行いました。

初めに、2第10号陳情を議題に供し、審査を行いました。

本陳情審査につきましては、説明員の出席はなく、陳情趣旨朗読後、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いました。自由討議は3名からの発言がありました。

1名からは、憲章については懸念の声が多く聞かれたが、その声が反映されていない。市民の総意であるものがふさわしい。子供の意見を聞いたことはすごくいいことだが、事前に方向性が決められていたことは、子どもの権利条約の理念と反している。子供の権利を保障することは難しいことだが、子供の権利を保障する教育の在り方を議論することは大切で、ますます必要になってくると考えるとの発言がありました。

別の1名からは、趣旨には納得できる部分もあり、決して悪いものではないが、9か月という時間が十分意見を聞く時間ではなかった。十分な議論が必要だったとの発言がありました。

また、別の1名からは、これまでも様々な疑問点に関して部局の方でしっかりと答えていただき、納得して採決されて決定されたものであり、見直す必要はないとの発言がありました。

自由討議終了後、討論を行いました。討論は1件で、賛成の立場からのものでした。

その後、起立により採決を行った結果、起立少数により、2第10号陳情は不採択と決しました。

次に、2第9号陳情を議題に供し、副市長、福祉部長、障害福祉課長の出席の下、審査を行いました。

陳情趣旨朗読後、直ちに質疑を行いました。

主な質疑と答弁は、次のとおりです。

網膜色素変性症については指定難病の一つで、暗いところで見えにくい、視野が狭い、視力の低下が主な症状で確立された治療法がなく、患者数については全国で約2万2,000人と推定されること。市内には11人いらっしゃるが、使用対象者となるかは想定できていない。市には要望も来ていないとのことでした。

日常生活用具の基準については、東大和市障害者地域生活支援事業規則に50種目定められ、厚生労働省告示で安全かつ容易に使用できるもので実用性が認められるもの、日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進するものと認められるもの、用具の製作、改良または開発に当たって障害に関する専門的な技術を要するもの、一般的に普及しているものと定められている。基準に適しているかについては、製品が開発され販売されて間もないことから、効果や安全性、必要な基準額の設定など課題が多く、十分に確認してい

く必要があるとのことでした。

国や東京都の助成金額については、公費支出分を国が予算の範囲内において2分の1以内、東京都が4分の1以内の補助を行うが、平成31年度の実績補助率は、国が32%、東京都が16%となっているとのこと。近隣自治体については、府中市と狛江市で認定している。府中市では、視覚障害者用情報認識装置として認定している。拡大読書器の種目に追加した自治体もあると承知しているが、全国的に少ないとの答弁がありました。

質疑終了後、自由討議は5名全ての委員から発言がありました。

自由討議の中で、直ちに趣旨採択として採決されたいとの動議が出され、直ちに採決した結果、本陳情は趣旨採択と決しました。

次に、2第12号陳情を議題に供し、副市長、総務部長、福祉部長、職員課長、健康課長の出席の下、審査を行いました。

陳情趣旨朗読後、直ちに質疑を行いました。

主な質疑と答弁の内容については、次のとおりです。

当市の新型コロナウイルス感染症患者の公表については、令和2年9月8日から変更している。今まで発生日ごとに発生人数、累計患者数、随時退院とされた方の累計人数を公表していたのに加え、新たに市内の感染症患者の週報として、発生日の翌週に前週の患者の性別と年代、濃厚接触者、海外渡航歴、調査中など、また療養状況として、入院中、宿泊療養、自宅療養、調整中、総計などについて公表を開始しているとのことでした。

情報が東京都経由でないと来ないことについては、市長会、区市町村協議会、担当部長会から情報提供を求めてきた結果、新たな情報が追加されたとのこと。

感染者が市の職員の場合や市の施設の利用者など、市が管理者として対応する必要がある事例の場合には、速やかに事実関係を公表することを市の基準として4月20日に制定している。9月8日に併せてホームページに公表した。これまで感染の事例がなかったので公表する機会がなかったとの答弁がありました。

質疑終了後、自由討議は5名全ての委員から発言がありました。

プライバシーに配慮し、風評被害を生まないような慎重な検討がされてきたことなどについて発言がありました。

自由討議終了後、討論はなく、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により、2第12号陳情は不採択と決しました。

以上、厚生文教委員会における審査経過と結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 実川圭子君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を行います。

[7 番 上林真佐恵君 登壇]

○7番(上林真佐恵君) 議席番号7番、上林真佐恵です。2第10号陳情 「東大和市子ども・子育て憲章」の制定を撤回し改めて子どもの自由と権利を主体とした内容に検討し直すよう求める陳情、2第12号陳情 市民の安心・安全のためコロナ感染症患者の発生状況の公表について改善を求める陳情に、日本共産党を代表して賛成の立場で討論を行います。

初めに、2第10号陳情について申し上げます。

東大和市子ども・子育て憲章に対しては、案の段階からパブリックコメントで子どもの権利条約の理念に反しているのではないかと懸念の声が多く寄せられました。市はその声を真摯に受け止め、憲章に反映させるべきだったと考えますが、決定された憲章は約束の順番だけを変えたものであり、行動規範という基本的な形はそのままでした。市も、東大和市の子供から大人までの全ての市民の皆様に、長い間、時代を超えて賛同や御共感をしていただきましてと答弁をしたように、市の理念となる憲章は市民の総意であるべきと考えます。全ての市民の賛同を得るのが難しいとしても、少なくとも見直しを求める陳情4件と請願1件が出され、市議会でもその3分の1が反対を表明したこの子ども・子育て憲章は、市民の総意である憲章としてふさわしくないと考えます。

少なくない市民が見直しを求める理由として、憲章が子どもの権利条約や日本国憲法の理念に反するものだという意見が多く聞かれます。憲章が約束という形で子供たちに行動規範を示していることは、子どもの権利条約の理念に反するものであり、憲法で保障されている内心の自由に踏み込むものだというこれはこれまでも度々指摘をさせていただきました。

子供は確かに発達途中の存在であり、大人からすれば好ましくないことを言ったり、行ったりすることも多々あります。子供に権利を認めたらわがままになる、権利を濫用する、そうした声も聞かれます。

しかし、子供の権利を保障するということは、決してやりたい放題させるということではなく、どんなに幼くても、まずはその気持ちを尊重し受け止めること、その上で、その子にとって何が最善なのかを発達段階に応じて考え、自己決定に反映させていくこと、そして自分の権利があるようにほかの人たちにも権利があり、お互いに権利が保障されなければならないということをお子と共に学んでいくことではないでしょうか。

しかし、この憲章は、市が行動規範として子供たちのあるべき姿を示しています。たとえ約束の中身が挨拶やいじめなど、人と人とのつながりの中で当たり前とされている大切なことでも、行動規範を示すこと自体が子供たちを画一化することであり、枠から外れてしまう子供たちや、約束を守りたくても守れない子供たちの一人一人の気持ちやその要因を受け止める余地はありません。

また、策定過程において、市が子供代表の児童・生徒たちに子どもの権利条約に対する学習を行っていないこと、市が子供の権利を強調することに対する反対勢力の存在があるとの調査報告を受け、初めから行動規範という方向性で動き出したこと、子供代表に対しても約束の内容についての意見を聞いたにすぎないことが明らかになりました。このことから、憲章の内容、策定過程ともに子どもの権利条約の理念に反するものと考えます。

東大和市子ども・子育て憲章は、憲法や子どもの権利条約の理念に基づき、市民の総意であるものとなるべきであると考えことから、本陳情に賛成し、憲章の見直しを求めます。

次に、2第12号陳情について申し上げます。

新型コロナウイルス感染者の発生状況については、この間、多くの市民から問合せが寄せられています。正

しく感染症対策を行うために、個人が特定されない範囲内で必要な情報を公開すること、また市がどういう基準で情報公開を行うのか、公表基準を明らかにすることが求められていた中、こうした陳情が出され、その後9月8日には、陳情者の求める公表基準がホームページに公開されたことは重要です。

東京都においても情報公開に前進があったことは歓迎しますが、今後も引き続き市民からの要望に対し、市としても個人が特定されないよう、また感染者が差別を受けることがないよう、特別の注意を払いながら情報公開の改善を行う必要があると考えることから、本陳情に賛成し、討論といたします。

以上です。

[7 番 上林真佐恵君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

2第10号陳情 「東大和市子ども・子育て憲章」の制定を撤回し改めて子どもの自由と権利を主体とした内容に検討し直すよう求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

2第9号陳情 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を趣旨採択と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

2第12号陳情 市民の安心・安全のためコロナ感染症患者の発生状況の公表について改善を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第6 第59号議案 市道路線の認定について

日程第7 第60号議案 市道路線の変更について

日程第8 第62号議案 市道路線の一部廃止について

日程第9 第61号議案 市道路線の変更について

○議長（中間建二君） 日程第6 第59号議案 市道路線の認定について、日程第7 第60号議案 市道路線の変更について、日程第8 第62号議案 市道路線の一部廃止について、日程第9 第61号議案 市道路線の変更について、以上議案4件を一括議題に供します。

以上議案4件につきましては、建設環境委員会委員長、床鍋義博議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） ただいま議題に供されました第59号議案 市道路線の認定について、第60号議案 市道路線の変更について、第62号議案 市道路線の一部廃止について、第61号議案 市道路線の変更について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

この審査は、令和2年9月14日に本委員会を開催し、説明員に副市长ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

第59号議案 市道路線の認定について、第60号議案 市道路線の変更について、第62号議案 市道路線の一部廃止について、第61号議案 市道路線の変更についての4議案を一括議題に供した後、現地視察を行いました。

現地視察の終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに審査に入りました。

質疑、自由討議、討論なく、採決を行いました。

採決の結果、第59号議案 市道路線の認定について、第60号議案 市道路線の変更について、第62号議案 市道路線の一部廃止について、第61号議案 市道路線の変更についての4議案は、いずれも原案どおり可決と決しました。

以上で建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 床鍋義博君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第59号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第60号議案 市道路線の変更について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第62号議案 市道路線の一部廃止について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第61号議案 市道路線の変更について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 2分 休憩

午前10時 6分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 2第8号陳情 「東大和市議会だより」掲載基準についての見直しを求める陳情

○議長（中間建二君） 日程第10 2第8号陳情 「東大和市議会だより」掲載基準についての見直しを求める陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） ただいま議題に供されました2第8号陳情 「東大和市議会だより」掲載基準についての見直しを求める陳情につきまして、議会運営委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

これらの審査は、令和2年6月10日並びに8月27日に本委員会を開催し、審査を行いました。

6月10日の委員会で本陳情を議題に供した後、朗読終了後、質疑を行いました。

1番目の質疑者から、現在市議会に提出された請願・陳情の市議会だよりでの取扱いについて、2番目の質

疑者から、議長預かりとなった陳情についての広報に関する対応について、3番目の質疑者から、議会運営委員会での陳情の取扱いの経緯について、4番目の質疑者から、同様に議会運営委員会での陳情の取扱いについてそれぞれ質疑がありました。

1番目、2番目の質疑については議会事務局から、それぞれ各規定、要綱等のルールに基づき掲載や議長預かりの陳情に関して対応していることの説明がありました。

3番目、4番目の質疑については、私、委員長から、委員会運営についての説明をいたしました。

その後、市議会だよりの編集を所管する広報委員会の意見を聴取しての審査が必要との観点から、継続審査の動議が提出をされ、これを決しました。

8月27日の委員会では、まず議長より、広報委員会における意見聴取の結果として、現行制度の中で適切な処理がなされていて見直す必要がないとの意見がほとんどであったとの報告があり、その後、6月10日に続いて質疑が行われました。

1番目の質疑者から、令和2年第1回定例会の議会運営委員会で議長預かりになった陳情の取扱いについて、2番目の質疑者からも同様に陳情の取扱いについて、それぞれ質疑がありました。これについては、私、委員長から、委員会の運営について説明をいたしました。

3番目の質疑者からは、本陳情の内容に沿って市議会だよりの陳情の取扱いに関する規定について質疑があり、議会事務局から広報委員会の作業に関して規定にのっとって行っているとの説明がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議を行いました。自由討議での意見は次のとおりです。

1番目の発言者からは、広報委員会の報告にある委員の意見について述べた後、市議会だよりへの掲載をするべきであるとの意見が述べられました。

2番目の発言者からは、陳情の取扱いについては、これまでに時間をかけて話し合い基準を決めており、現行のルールを変える必要性を感じない。今回の取扱いもそのルールを守って行われたと理解しているとの意見が述べられました。

1番目の発言者から再度発言があり、陳情の取扱いについて変更をしなくても、議会だよりの編集方針を見直すべきとの意見が述べられました。

2番目の発言者から再度発言があり、審査になじまない陳情の取扱いの基本的な人権を否定するような陳情も掲載するののかとの問いが出されました。

これに対し、1番目の発言者は、今陳情に書かれてあるように、工夫して掲載すればよいとの意見を述べました。

その後、2番目の発言者からは再度、審査になじまない陳情の取扱いは時間をかけて詳細に決めたのであり、陳情の取扱いについてはその規定に基づいて毎回議会運営委員会で審査をしているので、その都度ごとに取扱いに工夫を加えるのであれば、何のための取扱い決定であったのかということになるとの意見が述べられました。

それを受けて、また1番目の発言者が、陳情の取扱いの改正ではなく、広報委員会での編集の規定を変えることを求めているのだとの意見が出されました。

3番目の発言者からは、議論の論点がずれてきており、議長から報告された広報委員会での意見聴取の内容に立ち返ること、広報委員会での意見は現行基準を見直す必要がないというものがほとんどであったことを尊重して審査を進められたいとの意見が述べられました。

その後、発言者なく、以上で自由討議を終了しました。

次に、討論を行いました。討論は賛成の立場からの討論が1人の委員からなされました。

討論終了後、直ちに採決に入りました。

この採決は起立採決により行われました。

その結果、起立少数につき、2第8号陳情「東大和市議会だより」掲載基準についての見直しを求める陳情は不採択と決しました。

以上で議会運営委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 2第8号陳情「東大和市議会だより」掲載基準についての見直しを求める陳情、本陳情に日本共産党を代表して賛成の立場で討論いたします。

当議会は、陳情について、請願と同様、憲法に定められた国民の請願権に基づくものとして扱ってきました。憲法13条で、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とするとした後、憲法16条で、何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有するとされているのです。

国民の請願権は、議会運営上の便宜などと比較考慮することなど到底許されない国民の基本的権利であるにもかかわらず、議運委員長の提案によって、さらに多数決によって踏みにじられたことは重大です。

その上、同様の事例について、これまで委員会に付託されていたことも、当該陳情の取扱いを審査した議会運営委員会の場で明らかになりました。議会運営においてこうした先例を変えようというのであれば、全会一致で変えるべきもので、意見の一致が見られなかった場合はこれまでどおりの運営を行うことが委員長には求められていました。これは、大会派による横暴な議会運営を制するための長年の議会の知恵です。

こうした理由から、私が委員長に提案撤回を求めたにもかかわらず、委員長が提案を撤回せず、多数決に持ち込んで強行したことは、議会運営の原則そのものを壊すものでした。まずこの点で、議会運営委員会委員長の責任を厳しく指摘するものです。

その上で、こうした国民の権利を踏みにじる事態について、少なくともその事実について市民に知らされるべきというのは当然のことであり、国民の知る権利を尊重すべきです。

今回の事実について議会報で知らせること、また今後同じようなことが繰り返されてはなりません、今回の事態に基づいて、議会報で事実を知らせられるような規定の改正を行うことは当然のことと考えます。

議会だよりを所管する広報委員会で、多数がこの陳情に否定的だったことを尊重すべきという議論がありま

した。しかし、広報委員会は、各委員が意見を述べ、まとまらなかったというのが結論です。また、憲法に基づく国民の権利こそ最大の尊重が払われるべきと考えます。

以上です。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

2 第 8 号陳情 「東大和市議会だより」掲載基準についての見直しを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

-
- 日程第 1 1 第 4 0 号議案 平成 3 1 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 2 第 4 1 号議案 平成 3 1 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 3 第 4 2 号議案 平成 3 1 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 4 第 4 3 号議案 平成 3 1 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 5 第 4 4 号議案 平成 3 1 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 6 第 4 5 号議案 平成 3 1 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中間建二君） 日程第 11 第 40 号議案 平成 31 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 16 第 45 号議案 平成 31 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 6 議案を一括議題に供します。

以上 6 議案につきましては、決算特別委員会委員長、森田真一議員の報告を求めます。

[決算特別委員会委員長 森田真一君 登壇]

○5 番（森田真一君） ただいま議題に供されました 6 議案につきまして、決算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、9 月 15 日及び 16 日の 2 日間にわたり、付託されました第 40 号議案 平成 31 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び第 41 号議案 平成 31 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、第 45 号議案 平成 31 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

までの5特別会計について審査をいたしました結果、いずれも認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

[決算特別委員会委員長 森田真一君 降壇]

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

討論を行います。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、2019年度——平成31年度の一般会計、国民健康保険、下水道、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計決算に対する反対討論を行います。

市は、景気は緩やかな回復基調にあるとして、消費税10%増税を容認し、国民健康保険税の6年連続値上げを強行、使用料・手数料値上げや有料化などの市民負担増路線を必要と強弁し、家庭ごみ袋代などの値下げを拒否しました。根拠として、内閣府の月例経済報告を引き、また市民1人当たりの所得額が2014年度に底を打ったこと、18年度法人市民税も6億円を上回る見込みであることなどを挙げました。

しかし、今や政府も、2018年11月以降、景気が後退局面に入っていたことを認めました。

市も、1997年以降、市民の収入が実額で70万円も減少し、2014年以降も物価上昇分を差し引いた実収入は減少し続けていることを認めています。法人市民税も2018年度の6億4,500万円から、2019年度は5億7,100万円へと減収となりました。

こうして、市民負担増路線を続ける第一の根拠だった景気が回復基調で市民にも届き始めているという議論は破綻したことが2019年度決算審査を通じて明らかとなりました。

市民負担増路線を続けるもう一つの論拠である財政危機論も、決算審査を通じて根拠のないものであることが明らかになりました。

2019年6月に開催された議員全員協議会で、2019年度は大幅に基金残高が減少し、一般会計の基金残高は39億円程度になる見込みを示しましたが、実際には2019年度末には51億8,000万円と増加し、2019年度決算での黒字を処理した2020年度末残高見込みは57億6,100万円となっています。特別会計の基金も合わせた積立基金残高見込みは70億5,000万円です。

現下のコロナ危機に際して、市はリーマンショック後に歳入一般財源が減少したとして、来年度以降の財政運営の困難を強調しています。しかし、事実上、リーマンショック後、市税収入は減少したものの、歳入一般財源は2008年度の168億8,937万2,000円から増加に転じ、2019年度には26%増の213億6,208万1,000円と一貫して増え続けていること、これが市財政好転の最大の理由であることも指摘しておきます。

財政危機論の大きな論拠の一つとなっているインフラや公共施設の更新費用が莫大であることについても、一自治体の問題ではなく、国に補助金などの形で十分な財政措置を求めるべき問題ですが、小学校2校、中学校1校の廃校を前提とした学校長寿命化計画においても、国や都の補助金が全く見込まれていないずさんな計画であることも明らかになりました。国の責任を免罪し、市民だけに過大な数字を示して負担を押しつけるや

り方はやめるべきです。いずれにしても、現実に市民が直面している困難に寄り添う姿勢への転換が必要です。

市民の収入は、1997年から70万円も実額で減少し、日本経済の7割を占めていた家計消費は55%にまで縮小しています。最低賃金を抑え込み、非正規雇用を拡大してきた政治の責任です。そこへ消費税の10%への増税、コロナ禍が襲ったというのが2019年度の市民の現実です。負担を減らし、現金給付も含めた底上げ、社会保障の拡充こそが求められていました。福祉の向上こそ、市政の本来の役割です。

日本共産党は、2019年度の予算編成に当たり、一般会計の僅か1.1%を組み替える予算組替え動議を提出し、第一に、国民健康保険税の値上げを中止し1人当たり1万円値下げすること、第二に、多摩地域で一番高い家庭ごみ有料袋を2割値下げすること、第三に、中学生までの医療費助成制度を18歳以下まで拡大すること、第四に、ちょこバス運賃を100円に戻しシルバーパスの提示で乗車無料とすることを提案しました。

一般会計決算では、3%から5%が望ましいとされる実質収支比率を大幅に上回る8.1%、13億8,410万円の黒字を出しました。日本共産党の提案を実施し、値上げ、値上げの市政から、暮らしに寄り添い、支える市政に転換できる財政力が十分にあったことが明らかになりました。

市民の個人情報を大量に扱う徴収補助・納税管理業務の民間委託が強行され、その後も窓口業務委託、学童保育運営委託などと続き、図書館の指定管理者制度導入さえ強行しようとしていることは重大です。

学童保育の民間委託に際しては、現行の嘱託員及び臨時職員が希望した場合、民間事業者による採用手続を経た上で、引き続き雇用が可能となると説明していながら、大量の雇止めが発生した責任も重大です。

公民館や市民センター、学校体育館、ゲートボール場などの有料化や図書館の指定管理者制度導入は、単なる財政問題ではなく、地域社会を草の根で支えている主権者である市民の学ぶ権利、知る権利、集会の権利などを侵害する問題であることも厳しく指摘するものです。

都の補助とともに100%の起債を認め、返済の70%を交付税措置する緊急防災・減災事業債を活用するという日本共産党の財源提案を採用し学校体育館へのエアコン設置を決めたこと、向原団地空き地への特別支援学校受入れを決めるなど国・都用地活用を進めたこと、震災建造物保存などを評価します。

国民健康保険会計についてです。

2018年度の1億円値上げに続いて、2019年度も1億円の値上げを行い、6年連続で毎年1億円程度の値上げを行うことに反対します。

2018年度には2億2,000万円、2019年度には2億6,000万円の黒字を出しました。値上げしなくても赤字を減らせたことが明らかになりました。

市の作成した資料でも、国民健康保険加入者は、健保組合加入のサラリーマンの1.7倍もの高い負担を強いられています。こんなに不当に高い保険税負担を強いられている加入者に会計赤字の責任など一片たりともありません。せめてサラリーマン並みの負担で国民健康保険を運営できるように制度設計する行政責任を果たさず、低所得者が多い国保加入者に赤字責任を全て押しつける、全く道理のない値上げです。

日本共産党は、これまでどおり市が財政負担を継続することで値上げを中止して、1人当たり1万円値下げする予算組替え動議を提出しました。全国知事会が要求しているとおり1兆円の公費を投入し、せめて協会けんぽ並みに保険税を引き下げるべきです。今でも高過ぎる保険税の下で、滞納すると保険証が手元に届かず、医療を受ける権利を奪われる事態が続いています。滞納の有無に関わらず、保険証を速やかに全加入者に届け、医療を受ける権利を保障するよう求めます。

下水道事業特別会計についてです。

3年前に使用料の3割もの大幅値上げが行われました。通年で2億6,000万円もの負担増です。下水道管の更新費用を補助金以外は全て使用料で賄う方針を示し、決算特別委員会では、2021年度に値上げを検討する旨答弁しています。消費税増税分の使用料への転嫁に抗議するとともに、値上げ方針を撤回するよう求めます。

介護保険事業特別会計についてです。

第7期事業計画の中間年でした。保険料値上げを抑制するための基金残高は、計画当初には6億4,500万円でした。このうち6億円を取り崩すことで保険料を年間1億3,000万円程度値上げするという計画でしたが、2018年度決算、2019年度決算を経て、現況は7億5,600万円ほどの残高見込みであることが明らかとなりました。基金残高は増えており、値上げは不要だったことが改めて明らかになりました。

第8期に向けて、特養ホーム建設の必要性を決算特別委員会で認める答弁が行われました。待機者をゼロにするべく、十分な施設設置を求めます。

後期高齢者医療特別会計についてです。

保険料軽減措置の見直しが行われ、市内で2,300人の方の保険料が倍増したと考えられます。75歳以上の高齢者だけを囲い込んで医療保険制度をつくれれば、際限なき負担増が襲うことは明らかです。制度の廃止を求めます。

以上です。

[6番 尾崎利一君 降壇]

[17番 木戸岡秀彦君 登壇]

○17番(木戸岡秀彦君) 公明党の木戸岡秀彦です。私は、公明党を代表して、平成31年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び国民健康保険事業特別会計から後期高齢者医療特別会計までの5特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論を行います。

平成31年度は、政治の世界では統一地方選挙、参議院選挙が行われ、30年あまり続いた平成が幕を閉じ、令和に改元された歴史的な年となりました。

その中において、夏から秋にかけては全国各地で自然災害の被害が続出しました。台風19号では、本市においては大規模な土砂崩れ、道路冠水、河川の溢水など、これまで以上の甚大な被害が発生しました。

さらに、中国・湖北省武漢市での新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから、瞬く間に世界に広がり、今も感染者は増え続け、多くの貴い命が奪われています。改めて亡くなられた方に対しお悔やみ申し上げますとともに、日夜奮闘されている医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの方々に衷心より感謝申し上げます。一日も早い収束を祈ります。

このような未曾有の激動する世界の中で、尾崎市政3期目の初年度となる平成31年度は、尾崎市長の強力なリーダーシップの下、日本一子育てしやすいまちづくりを重点施策とし、さらにシニアが活躍できるまちの実現に向け、第四次基本計画に体系づけられた施策を着実に実行されました。

平成31年度の予算編成においては、市議会公明党として尾崎市長に105項目にわたる予算要望書を提出させていただきました。

その中でも、これまでも公明党として強く求めてまいりました学校体育館へのエアコン設置、公園等への防犯カメラの設置拡大、空家の実態調査、学校のトイレの洋式化、待機児童対策のための保育定員の拡大、地域防災計画の修正やハザードマップの改訂をはじめとする防災・減災対策の強化、そして積極的な民間活力の導入など、数多くの施策の充実が図られました。

少子高齢化と人口減少下の厳しい財政環境の中でこれらの事業を実施することができたのは、尾崎市長が一貫して健全な行財政運営に努め、財政調整基金をはじめとする各種基金の積増しを行い、市財政の健全化に取り組んでこられた成果であると、私ども公明党として高く評価をするものであります。

それでは、各会計について申し上げます。

まず初めに、一般会計についてであります。

平成31年度の決算額については、歳入が前年度比3.0%の増、歳出が3.4%の増となり、実質収支は13億8,410万円の黒字となりました。全体的に堅実な運営を心がけていた結果と推察いたします。引き続き、将来を見据えた安定的な財政運営に努められるよう望みます。

歳入について申し上げます。

歳入の根幹をなす市税においては、前年比0.5%増の128億5,285万円となりました。特に納税管理・徴収補助等業務では、民間事業者の専門的な知識と経験を生かし、収納率向上のため、コンビニ納付やクレジットカードの収納などに加え、ICTを活用した事務の効率化、定型業務を自動で行うRPAを導入したこと、さらに職員が公権力行使を中心とした中核業務に専念することによって収納率は98.3%に向上し、前年比で0.8ポイント増となりました。これは市税収入が約1億円増加した計算になります。

収納管理業務までも民間事業者への委託業務としていることは全国初であり、このような先進的な事業に積極果敢に挑戦し、見事に成果を出したことを高く評価いたします。今後とも着実な取組を続けられることを期待します。

次に、歳出についてであります。

総務費では、広報活動として、市報やSNSや動画の活用など、多様なメディアを通して市の情報発信を心がけたことを評価いたします。より多くの人が活用するSNSへの取組や動画など、さらなる映像での情報発信に努めるよう望むとともに、市報については、新聞購読が減少している中、市の情報を確実に市民に提供するため、早期に全戸配布を実施されるよう強く望みます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催気運醸成事業では、東大和市出身のプロ野球選手、岩隈久志選手を招き、いじめ予防の取組、子供たちとの意見交換など、子供たちに勇気と希望を与えた心に残る取組となりました。来年のオリンピック開催につながるよう、今後も積極的な事業の取組をお願いいたします。

交通安全推進事業では、ちょこバスの利用回数券を配付することで高齢者の運転免許自主返納を促進し、着実に返納者が増えています。このような取組がちょこバスの利用の促進になることを期待しています。交通事故未然防止のためにも引き続き取組をお願いいたします。

結婚支援事業では、より積極的なマッチングを進めたことで7組のカップルが誕生しました。出生数、結婚数が減少している中、出会いの創出となる婚活イベントはますます重要な取組となります。今後も若い世代にアピールするとともに、新たな市の魅力となる事業に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

行政改革については、第5次行政改革大綱に基づいた取組が行われていますが、持続可能な行財政運営のために、さらなる指定管理者制度や民間活力の導入によって、適正な人員配置、人件費抑制、経費縮減に努められることを求めます。

平成31年度は、RPAなどの行政改革への取組が一段と前進した年となりました。当市では、これまでもレセプトデータを活用した健康づくり施策も継続して実施しております。監査委員の意見書で提案されていたPFSへの検討についても、導入に向けた素地は整っていると考えます。PFSなど民間の力をさらに活用する

手法の導入に向けた積極的な検討を望みます。

防犯対策では、市民の安全・安心を守るため、青色回転灯パトロールカーに電気自動車導入され、安全安心情報送信メールなど、平成31年度も継続して行っていました。また、公用車4台が新たに電気自動車に更新され、ドライブレコーダーが搭載されました。防犯体制の強化のため、公用車全車に動く防犯カメラとしてのドライブレコーダーの搭載を求めます。

民生費では、公明党が国政において40年前より主張してきた幼児教育・保育の無償化が消費税による財源を確保したことで大きく進めることができました。本市においても、幼児教育・保育の無償化により入園希望が増えている中、引き続き保育園の待機児童対策を進め、多様な保育サービスの充実に取り組まれたことを高く評価いたします。無償化によって市の一般財源の負担が軽減されて生み出された5,700万円をさらなる子育て支援に活用されることを求めます。

生活困窮者自立支援事業では、生活困窮者の自立を促すため、東大和市くらし・しごと応援センター そえるの設置により、各種相談支援事業の充実が図られました。自立相談支援事業では、新規相談受付件数が月平均の25件で国の目安値達成率182%、支援プラン作成が月平均11件と、国の目安値達成率167%と推進されたことにより生活保護への移行が抑制され、その効果額は3,700万円とのこと。大きな実績を上げておられる努力を高く評価いたします。

子どもの学習・生活支援事業では、登録者20人に対し学習支援、居場所支援を行い、中学3年生は不登校の子を含め全員が進学を果たすことができたのは画期的な取組であります。

生活保護援護事業では、生活保護法が改正され、高等教育への進学への道が開かれ、準備金として150万円が計上され、11名の方が進学されました。経済格差が教育格差につながることをなく、国において公明党が推進した事業が本市においてもこのように着実に実績を上げていることを高く評価いたします。

衛生費では、ごみ減量推進事業において全国初の取組として、産官民連携によるペットボトルの回収・再生事業がスタートしました。市内全15店舗のセブンイレブンに自動回収機が設置され、この取組によりペットボトルの行政回収量が約20トン減少しました。SDGs先進都市を目指したごみ減量の日本初の取組として反響も大きく、内外に広くアピールできたことを高く評価いたします。さらなる推進をお願いいたします。

保健事業では、分かりやすく便利な健康づくりカレンダーの作成・配布を行い、市民の皆様の健康管理に大きく役立っているものと高く評価いたします。引き続き分かりやすい情報提供に努めるとともに、今年度からスタートする、健幸都市宣言や快腸プロジェクトに加えて、全ての世代を対象とした健康ポイント制度の実施を含めた総合的な健康づくり施策を強力に推進していただきますようお願いいたします。

予防事業費では、風しんの定期予防接種において対象を拡充し、感染防止が図られました。今後は高齢者のみならず、子供へのインフルエンザ予防接種費用助成の実現についてもさらなる力を注いでいただきたいと考えます。

公害対策事業では、路上喫煙防止対策として、市内6か所に公衆喫煙所が整備され、たばこのポイ捨てマナーアップキャンペーンが実施されました。キャンペーンのさらなる実施拡大を求めるとともに、受動喫煙防止条例の早期実現を望みます。

ごみ処理事業では、小平・村山・大和衛生組合の負担金は、施設整備更新に伴う負担金が増えています。スリーハーモニーの稼働による委託費減額や地域雇用の確保に成果があったことは評価しますが、多額の費用が見込まれる焼却炉の更新事業に着手した中、より一層ごみ処理事業費を抑える努力が必要となります。引き続

き市民の皆様の御理解と御協力を得ながら、さらなるごみ減量と資源化の取組をお願いいたします。

商工費では、創業支援事業や若手技術者育成事業など、将来の東大和市の産業発展の礎を築く事業を着実に進められたことを高く評価いたします。創業支援では、2名の方が市内での起業を実現されました。市内産業の発展は、まちの活性化に欠かせません。今後とも一段と力を入れて取り組んでいただくよう望みます。

プレミアム付商品券事業では、引換率48%という近隣他市と比較してもひとときわ高い水準を達成されました。担当者の方々の懸命な御努力を高く評価いたします。これにより低所得者世帯や子育て世代の地元での消費活動を喚起し、市内産業支援にも一定の効果がありました。今後とも、こうした国と連携した商業支援に積極的に注力されることを望みます。

デザインマンホール蓋設置・活用等推進事業においては、東大和市観光キャラクター「うまべえ」を活用した12種類のマンホール蓋を設置し、新たな観光資源として広く情報発信、PR活動を行ったことを評価いたします。

土木費では、交通安全自転車対策事業において、玉川上水駅、上北台駅において一時利用の自転車等駐車場が増設され、4駅において利用案内板が設置されました。このことにより放置自転車の大幅な減少につながったことを高く評価いたします。

市内の道路改良工事では、市道第5号線、市道第785号線の舗装補修工事の実施、南街3丁目周辺の雨水浸透施設が設置、上北台駅周辺地区雨水貯留施設等の設置に加え、市内全域の1,157か所の集水ますの清掃を行い、浸水被害の軽減が図られたことを高く評価いたします。頻繁に道路冠水が起こる地域に住んでいる市民にとって、豪雨災害は安全な生活を著しく脅かすものです。今後も安心して暮らし続けられるまちとなるよう、さらなる推進をお願いいたします。

公園管理事業では、高木公園、上仲原公園に防犯カメラが設置されました。犯罪の抑止力となる防犯カメラのさらなる公園への設置を求めます。また、市内全ての公園灯がLED化されたことを評価いたします。

住宅施策推進事業では、空家の実態調査が実施されました。今後増加が見込まれる空家に関して、利活用を含め適正な管理をお願いするとともに、空家バンクの設置を求めます。

消防費では、災害対策事業において、市民の命と財産を災害から守るため、防災マップ、浸水・土砂災害ハザードマップの改訂、避難所の通信手段の確保のための特設災害公衆電話を中学校5校に設置、整備されました。また、防災行政無線のデジタル化の一部更新整備が行われました。災害時、市民の安全・安心の情報を的確に伝達できるよう、今後とも災害に備えた対策をお願いいたします。

教育費では、通学路等学校安全対策事業において、通学路の安全点検を引き続き行い、児童・生徒の安全確保に取り組まれております。PTAや学校現場などからの幅広い意見に積極的に耳を傾け、特に中学校通学路の防犯カメラの設置など、さらなる改善を進められるよう求めます。

学力・授業力向上推進事業においては、公明党が強く推進してきたティームティーチャーの配置、スクールサポートスタッフ、学習支援員、学力格差解消推進校事業、地域未来塾の実施の各事業が着実に成果を上げたことを高く評価いたします。引き続き、児童・生徒の学力向上に資する取組に全力を挙げていただくよう求めます。

小中学校環境整備事業では、公明党がこれまで要望してきた小中学校の体育館の空調設備実施設計、小学校の5校へトイレの洋式化設置工事が実施されました。いずれも都議会公明党の尽力により大きな財政支援が行われたことにより実現できたものと考えます。引き続き、東京都の補助なども大いに活用し、さらなる事業展

開を望みます。

平成31年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、やむなく小中学校の卒業式の参加制限がされましたが、映像記録を制作しDVDとして卒業生の元に届けられ、親御さんからは感謝の声が寄せられています。

図書館事業では、常々市長が強調しておられる選書とレファレンス業務において着実な取組がなされたことを決算特別委員会の質疑において確認ができました。今後の課題は、近隣他市と比較しても多い蔵書の管理をいかに適切に効率的に行っていくかということだと認識しています。他市との連携強化や多様な方策を研究していただきたいと思います。また、子ども読書活動の推進やビブリオバトルの開催についても引き続き御努力をいただき、地域の生涯学習の拠点であると同時に、新しい時代の新しい図書館の在り方が求められています。住民サービスの向上という視点を忘れず、満足度の高い事業運営がなされることを望みます。

平和事業では、旧日立航空機株式会社変電所保存・改修工事実施設計委託が行われました。東大和市が誇る貴重な戦災建造物を後世に残すため、安全性の確保が図られるとともに、戦禍で受けた傷跡を残すことで戦争の悲惨さを伝え、二度と同じことを繰り返すことのないよう、未来への平和のメッセージを発信できる設計になりました。今後のさらなる平和事業の充実を大いに期待しています。

次に、特別会計についてであります。

国民健康保険事業特別会計では、歳入が前年度比2.5%の減となり、歳出も3.1%の減となるなど厳しい財政環境の中で、実質収支は2億6,460万円の黒字となりました。保健衛生諸事業では、レセプトデータを活用した医療分析により、糖尿病等重症化予防プログラムやジェネリック医薬品の推進、受診勧奨、保健師等による家庭訪問相談に加え、新たに低栄養防止等フレイル対策通知と慢性閉塞性肺疾患COPDの啓発通知が実施されました。積極的に市民の健康増進に取り組まれたことを評価いたします。国保財政の安定のためにも、特定健診受診率向上に向けた取組や各種健康増進施策の推進など、引き続き御努力いただきますようお願いいたします。

下水道事業特別会計では、歳入2.6%減、歳出5.8%減となりましたが、1億2,750万円の黒字となりました。供給開始から35年目となる下水道事業は、市民生活に欠かせないインフラです。下水道事業の重要性に鑑み、公共下水道ストックマネジメント基本計画の着実な推進を望みます。

介護保険事業特別会計では、歳入は前年度比4.0%増、歳出は2.3%増となり4億8,032万円の黒字となりました。介護保険における要の存在である高齢者ほっと支援センターについては、相談件数の増加や相談内容の多様化など、ますます重要な役割を担ってくれています。第8期介護保険事業計画の策定に当たっては、地域の特性や相談内容の多様化に対応できるよう、ほっと支援センターの機能強化を求めます。また、地域包括ケアシステムの充実に向けて第2層協議体が全地域に設置されました。引き続き、超高齢化社会に対応した介護保険サービスの制度の充実が図られるよう強く望みます。

以上、各会計について述べてまいりました。

今回の決算審査を通じ、私ども公明党から数多くの質疑をさせていただき、担当部局より個別の事務事業の実施について詳細な説明をいただきました。市政発展と市民サービスの向上のために日々御努力されていることに対し感謝申し上げます。

平成31年度は、尾崎市長がこれまで進めてきた多くの施策の成果を示すことができた年度であったと評価します。現在はコロナ禍の真ただ中ではありますが、アフターコロナ時代を見据え、若い世代に移り住んでいただけるような魅力あふれるまちづくりを進めるために、現場で働く職員の皆様が市民の皆様の多様な御意見や

御要望に耳を傾け、きめ細かなサービス向上に取り組まれるよう期待をしています。

私ども公明党議員5名は、これからも、大衆とともにとの原点の下、調査なくして発言なし、どこまでも現場第一主義を貫き、市民の皆様お一人お一人の声に耳を傾け、東大和市のさらなる発展のため、異体同心の団結で働いてまいります。

尾崎市長におかれましては、市民の命と暮らしを守るため、引き続き市政改革の先頭に立って取り組まれることを望み、公明党を代表しての討論といたします。

以上であります。

[17番 木戸岡秀彦君 降壇]

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時59分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[12番 蜂須賀千雅君 登壇]

○12番（蜂須賀千雅君） 12番、蜂須賀千雅です。私は、自由民主党を代表し、平成31年度東大和市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計決算の認定について賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成31年度決算では、会派としても個別に要望させていただきましたが、民間保育園の増築による受入定員の拡大を行い、待機児中心である乳幼児の受入体制の強化による安定化、創業希望者への支援の実施、空き店舗活用事業や若手技術者の育成事業支援、地域防災計画を修正し、防災マップ及び浸水・土砂災害ハザードマップの作成、避難所としての中学校体育館の機能強化としてプロパンガスによる発電設備設置のための実施設計、成人歯科健診の対象者拡充などを高く評価をさせていただきます。

また、平成31年度市税等収納率は、納税管理及び徴収補助等業務委託を導入したことにより、滞納整理や収納管理における事務処理の合理化が進められ、現年課税分及び滞納繰越分とともに向上し、全体の収納率も飛躍的に向上したことを高く評価をいたします。

様々御評価をさせていただきましたが、平成31年度決算におきましても、その都度の尾崎市長の適切で迅速な御決断と、理事者皆様、関係部署職員皆様の市民の皆様のためのたゆまない日々の努力に対し、心から敬意と感謝を表させていただきます。と思っております。

今後公共施設の老朽化対策については、持続可能な市政運営のために様々な機会を通じて市民への情報公開を行い、御理解いただく努力と併せて、高齢化に伴う社会関係費の増加や、新年度予算を組むに当たっても新型コロナウイルス感染症対策の対応も必要になってくるなど、自粛対応の中で気づいた点を生かした中で、事務事業の見直しと、さらなる行政改革の取組を着実に実施をし、市民福祉の向上と市民との協働の取組をより一層加速させることを強く要望し、平成31年度決算認定における自由民主党の賛成討論とさせていただきます。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） やまとみどりの床鍋義博です。平成31年度東大和市一般会計歳入歳出決算ほか5特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、やまとみどりを代表して賛成の立場で討論を行います。

先般行われました決算特別委員会において幾つか質疑させていただきました。平素、予算執行に当たりそれ

ぞれの事業についてしっかりとその事業目的を定め、それに向かって業務を遂行していることがうかがわれました。その点につきまして、職員の皆様に敬意を表したいと思います。

幾つか質疑させていただいた中で、総合福祉センター運営事業につき少し疑問点を指摘させていただきます。

この事業は、文字どおり当市の福祉の中心となるべき事業であると認識しておりました。そのため、市はこの運営事業者に対して多くの補助を行っております。市内において同様のサービスを提供している事業者と比較しても格段の扱いと言っても過言ではありません。

しかしながら、当初の期待どおりの効果を上げているとは言えない状況であると思います。市の一般財源を使い補助をしているのでありますから、その効果測定をしっかりと行い、もしその効果が上がらないとするのであれば、市が積極的に関与していかなければならないと考えます。

決算の方法及び数字に関しては適正であると判断させていただき、賛成討論とさせていただきます。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

〔2番 大后治雄君 登壇〕

○2番（大后治雄君） 議席番号2番、大后治雄でございます。興市会を代表し、平成31年度一般会計歳入歳出決算ほか5特別会計歳入歳出決算に賛成の立場で討論を行います。

さて、今回の決算では、ファミリー・サポート・センターの運営補助、小規模保育に係る経費や保育園の定員拡大に係る施設整備補助、清瀬市と連携して実施したシビックプライド醸成事業、空家の実態調査、消防団活動の充実や防災マップ、洪水等ハザードマップの作成、旧日立航空機変電所保存・改修工事実施設計委託料や屋外公衆喫煙所の設置、そして庁用自動車の電気自動車への更新など、これらは全て持続可能な市政の実現に向けての施策であると認められるところであり、評価をいたします。

そのほか、細かく申し上げれば、不妊検査及び一般不妊治療助成に係る経費、高齢者の運転免許の自主返納支援や青色回転灯パトロールカーの電気自動車への更新、特設災害用公衆電話の設置や成人歯科健診の拡充、中学校全校への特別支援教室の開設や小学校トイレの洋式化工事、市内に設置する案内板及び観光マップ等の多言語表記、そして公共施設等の包括施設管理業務委託なども評価するものであります。

また、財政面に関して申し上げます、前年度に比べて平成31年度の市税収入額をはじめとした自主財源は微増であります。一方で経常収支比率は前年度を2.2ポイント上回っております。

こうした財政の硬直化が懸念される中、真に必要な業務とは何かという新たな視点で既存の事務事業を見直すべきであるといった監査委員の審査意見書にもあるように、より一層の歳出の縮減とさらなる歳入の確保に向けた努力が望まれます。

コロナ禍という未曾有の厄災に立ち向かわなければならない今日、持続可能な市政の実現への徹底的な模索を今回も求め、討論といたします。

〔2番 大后治雄君 降壇〕

〔13番 関田正民君 登壇〕

○13番（関田正民君） 13番、関田正民です。正和会を代表して、平成31年度東大和市一般会計決算ほか5特別会計決算の認定に対し賛成の立場で討論を行います。

平成31年度の決算を確認したところ、日本一子育てしやすいまちづくりを目指した取組として、民間保育園の増築や保育士確保のための様々な施策により、高まる保育需要に対応し、また社会福祉協議会で実施しているさわやかサービスをファミリー・サポート・センターとしてサービスを拡充するなど、子育て環境の前進が

見られました。

学校教育においては、英語指導助手の小学校への派遣時間を増やし、中学校では全校に特別支援教室を開設、またトイレの洋式化や中学校ブロック塀等の改修、さらにはアレルギー除去食の対応など、教育環境の充実と安全も向上させていることが確認できました。

さらに、防災無線のデジタル化、庁用自動車への電気自動車の導入、防災マップや浸水・土砂災害ハザードマップの作成など、時代に対応した様々な事業も実施されていることも決算で確認できました。

市長には、議員や議会の会派から様々な要望が出されたことが想像できますが、そのような中でも、市長御自身が正しいと判断を下し、真に東大和市にとって重要なことを先んじて捉え、限られた財源を有効に生かしてこれらの事業を実行されたものと認識しているところであります。今後も平成31年度と同様に、市民と市への課題解決を第一に考えた市政運営を行っていただきたいと思います。

そのほか、平成31年度には、東大和市が抱える様々な課題解決の施策が行われていたことも確認したところでございます。

平成31年度を語る上で忘れられないのは、年度末に発生した新型コロナウイルス感染症対策です。

東大和市においては、行政改革を推し進め、尾崎市長の下、地道に財政運営を行ってきたことにより、幸い財政調整基金が充足しており、国や都の補助を待つことなく適時的確に対応できたことに感謝するとともに、その取組を大いに評価しているところであります。

決算特別委員会では、財政調整基金について、最低でも標準財政規模の10%を維持したいとの意向も示されましたが、一般的には財政調整基金は都道府県では標準財政規模の5%、市町村の場合は20%程度を目安としたほうがよいという考え方もあることから、この最低でも10%という考えを遵守し、今後への備えを充足させていただきたいと思います。

この先数年は、さらなる新型コロナウイルス感染症の影響により、今までにはない支出や税収の減も予想され、そのほか自然災害への備え、公共施設の老朽化の対応などの課題もあり、市長の目指す魅力あるまちづくりに向け、市政運営には困難な状況が予想されますが、市長のリーダーシップにより行政改革をさらに推し進め、市民の安心・安全のための堅実さと、住み続けたいと思える明るい将来が感じられる施策とのバランスの取れた市政運営を行っていくことを要望し、賛成討論といたします。

〔13番 関田正民君 降壇〕

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。平成31年度東大和市一般会計歳入歳出決算及び5特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成31年度の決算会計処理や行政報告書まとめは、コロナ禍の対応により例年以上に厳しい状況で行っていただきました。殊に行政報告書は、平成31年度に実施した事業の実績を分かりやすく丁寧に掲載しており、事業内容をよく把握することができました。

さて、平成31年度経常収支比率は96.6%、前年比プラス2.2%で財政の硬直化が進んでいます。その主な要因について、物件費と繰出金の増加との答弁がありました。また、物件費の上昇の主な要因は、納税管理徴収委託や包括施設管理業務委託など委託費の増加と説明がありました。行革として民間活力の活用を挙げていますが、その結果、財政の硬直化を招いています。委託費がそのまま純増しているわけではなく、また料金の見直しなども進めていくとのことでしたが、今後成果をしっかりと検証していくことを求めます。

市が描く施策を実施計画に基づき進められてきましたが、広く市民に受け入れられるものばかりではありません。結果ありきで市民意見を形だけ聞いても意見の反映がされない市政運営は、市民と行政との距離が広がり、協力もいただけなくなります。

一方、ワークショップの開催や市民アンケートに基づき事業変更を行うなど、改善する兆しも見られました。今後も市民と共に歩む市政運営に努めていただくようお願いします。

各種相談の対応件数が増えていることは、市への信頼の表れです。個別の相談は個人のものであると同時に、社会全体の課題としても捉え、対策を講じることを求めます。

ふれあい広場事業について、コロナ禍の特殊事情とはいえ、3月の入場者数が倍増しました。どこでやるかというより、何をやるかが重要だということだと思います。今後も魅力ある事業展開を期待します。

学童保育運営事業について、民間事業所への職員の転籍についてですが、新しい運営主体での採用は民間の判断となるのは当然であり、市が保障できるものではありません。引き続き勤められるようお願いするという曖昧な市の姿勢が転籍への期待を長引かせ、平成31年度末の結果となりました。人の入替えがあってもよいという考えが市にあるなら、事前にその方針を示す必要があったのではないかと思います。

重ねて言うのであれば、は～とふるや学童保育所など人間関係の影響が多い職場では、多くの職員が同時に入れ替わることに慎重に行う必要があると考えます。

また、直営であっても、民間であっても、職員の異動で人が入れ替わった場合も事業が継続できるようにする必要があります。そのために条例や計画を作成して、市民に対しても分かるように、市としての理念や方針を示して持続可能な市政運営としていくことを改めて求めます。

最後に、平成31年度末から新型コロナウイルス感染症対策が市政にも大きく影響し、本年令和2年度にもさらに影響が広がっている中で、来年度に向けて予算編成については、今回の決算を踏まえて継続・発展的に進める事業と、縮小・変更を迫られる事業が出てくることが予想されますが、市民に開かれた市政運営で、市民と共に進めていくことを求め、討論といたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第40号議案 平成31年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第41号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報

告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第42号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第43号議案 平成31年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第44号議案 平成31年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第45号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

日程第17 議第10号議案 女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

○議長（中間建二君） 日程第17 議第10号議案 女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書、

本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 無所属、実川圭子です。ただいま議題に供されました議第10号議案 女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について、提出議員を代表し、提案理由の説明をいたします。

日本は、国連総会で1979年に採択された女子差別撤廃条約を1985年に批准しています。しかし、この条約の実効性を高めるために調査制度などを定めた女子差別撤廃条約選択議定書はまだ批准していません。

女子差別撤廃条約批准により、雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法など、法整備は少しずつ進んできましたが、女性差別などは依然として解消されていません。

選択議定書は、女性の人権保障の国際基準として、女子差別撤廃条約の実効性確保に重要な役割を果たしており、批准することで条約の効力が強まることが期待されることから、この意見書を提出しようというものです。

以下、読み上げて提案といたします。

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書。

あらゆる分野における女性差別撤廃をうたった「女子差別撤廃条約」(1979年の国連総会で採択、日本の批准は1985年)の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択されました。2020年7月現在、締約国189か国中114か国が批准していますが、日本はまだ批准していません。政府が女性活躍を推進している一方で、各国における男女格差をはかる「ジェンダー・ギャップ指数2019」によると、日本は153か国のうち121位といまだ低い状況です。

選択議定書が批准されれば、条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女子差別撤廃委員会に直接申立てをすることができます。委員会は内容を審議し通報者と当事国に「見解」、「勧告」を通知することを制度で定めています。委員会の意見や勧告には法的拘束力はありませんが、国際的基準にたった判断は、日本の女性差別の解消に大きな力となります。

国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割です。2016年に日本の条約実施状況を審議した女子差別撤廃委員会は、選択議定書の批准を日本政府に勧告しています。今年3月には、第9回日本定期報告への質問事項が提出されており、その中で選択議定書の批准に向けた検討等について意見を求められており、日本政府は1年以内に回答することとなっています。

2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画では、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進める」としています。

このような状況を鑑み、東大和市議会は政府及び国会に対し、女子差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしく願いいたします。

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔11番 森田博之君 登壇〕

○11番（森田博之君） 議席番号11番、自由民主党の森田博之です。議第10号議案 女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書に対して、反対の立場から討論させていただきます。

意見書の内容についてはおおむね理解をさせていただいております。しかしながら、国会の中では、現在女子差別撤廃条約選択議定書の締結についてまだ真剣な検討を行っているところであり、締結に当たっては我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無、個人通報制度を受け入れる場合の実施体制などの検討課題があると指摘されており、その可否について慎重に検討を行っているところです。

現状においては、政府内の検討に結論が出ていない段階での拙速な批准については慎重に検討すべきであるとの立場から、我が党の関係機関と調整した結果、現時点では賛同させていただくことは適切でないとの結論により、議第10号議案 女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書に対して賛成いたしかねるという判断です。

以上、本議案に対する反対討論とさせていただきます。

〔11番 森田博之君 降壇〕

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 日本共産党の森田真一です。議第10号議案 女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書に賛成の立場で討論をいたします。

今日の国際社会にあっては、ジェンダーや人種の違いなどに基づく、いかなる差別も許されるものではないということは言うまでもありません。しかしながら、現実の社会においては、それらの解消がいまだに達成できていないという事実を直視する必要があります。

昨年12月に発表された世界経済フォーラムのグローバル・ジェンダー・ギャップ指数で、日本は153か国中121位となっています。前年から11位下がり、公表が始まった2006年の115か国中80位から大きく後退しています。

我が国において、歴史的に形成・再生産されてきた構造的な女性差別の仕組みを変革するには、国際社会の差別撤廃運動の到達に学び、発展させていくことが重要です。

国会での審議でも、現在女子差別撤廃条約の締約国189か国のうち、選択議定書の批准国は113か国に増えており、議定書批准国が100を超えるのに要したのは僅か10年ほどでした。この急激な国際社会の変化に対応できず、選択議定書を批准しないままであることが日本のジェンダー・ギャップ指数を総体的にどんどん低下させて、国際的な評価を落としているという結果になっていることが指摘をされています。

政府は、議定書批准により、個人・団体が直接差別撤廃委員会に申立てできることを可能にする個人通報制度に対し、日本の司法判断への干渉が生じる懸念を理由に批准を引き延ばしてきました。これに対して、女子差別撤廃委員会の委員長を務めた林陽子氏は、2016年8月に開かれた個人通報制度関係省庁研究会での外務省からの質問に以下のように答えています。

委員会の審査は、裁判所の条約解釈が間違っているという結論になった際に、裁判所のジェンダーバイアスをなくすよう研修を強化すべき旨の勧告を行うとして、フィリピンに対して勧告を出した事例も示しています。裁判官のジェンダーバイアスを放置したことが条約の義務違反だと勧告することはあっても、確定判決を否定するものではないとしています。

この制度によって、通報した個々の女性の人権を守ることにとどまらず、女性の社会的地位の向上とともに、日本社会の国際的評価の向上に資するものと考えます。

しかし、現在検討されている第5次男女共同参画基本計画の策定専門調査会で、昨年11月の第1回調査会の議事録の会議資料から、この「早期」という文言を削除すべきとした外務省の対応が問題となり、外務大臣は、「早期」という文言を削るよりも、検討を加速すると、それが正しい方法だと改めて答弁しています。

政府が早期批准の立場から後退するような態度を示すのは重大な問題であり、党派の別なく女性の人権を向上させる立場から、選択議定書の早期批准を政府及び国会に求めることが重要と考えます。

以上のことから、本意見書案に賛成し、討論といたします。

以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第10号議案 女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 議第11号議案 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

○議長（中間建二君） 日程第18 議第11号議案 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書、本案を議題に供します。

本案は全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第11号議案 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第3回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時30分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 中 間 建 二

副 議 長 蜂 須 賀 千 雅

署 名 議 員 中 村 庄 一 郎

署 名 議 員 床 鍋 義 博